

沖縄県立西原高等学校 部活動に係る活動方針

本方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）、並びに「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（令和3年12月沖縄県教育委員会）に則り、学校の状況や競技種等に応じ、最適に実施することを目指す。

本活動方針の趣旨

本活動方針は、生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について最適に実施することを目指す。

部活動に係る活動方針

部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は本校の校則「第2章 部活動に関する規定」に示すとおりであるが、部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を遵守する。

1 適切な運営のための体制整備

- （1）学校部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な学校部活動の取り組みを行う。
- （2）部顧問決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な指導、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。
- （3）校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

（1）適切な指導の実施

- ・校長、顧問及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・部活動の部顧問及び指導者は、種目の特性を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及活用

- ・運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導の手引、文化部顧問は、関係団体等が作成する指導の手引きを活用して、適切に指導を行う。

3 部活動の休養日の設定及び活動時間

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。
- (4) 練習場所の確保等、やむを得ず活動時間外に活動する場合、校長の許可を得る。

4 部活動環境の整備

- (1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- (2) 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。
- (3) 校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の参加も認め、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選び、活躍できるようにする。

5 その他

- (1) 必要に応じて部顧問会を行う。
- (2) 必要に応じて部活動生集会を行う。
- (2) 部費については、適正に執行し、厳正に取り扱う。